公共施設等のバリアフリーの整備方針

道路及び歩行者空間の整備方針

- ・幹線道路等の整備に際しては、歩行者と自動車の 円滑な移動を確保するために歩車道を分離し、安 全で快適な歩行者空間の確保に努めます。
- ・すべての人が安全かつ快適に利用するため、歩道 等の幅員の確保や段差の解消等に努めます。
- ・交差点では歩道の切下げなど、視覚障害者や車い す使用者等に配慮した整備を行い、音響式信号機 (鳴き交わし式)等の整備に努めます。
- ・視覚障害者の移動を容易にするために、注意喚起 場所(交差点、横断歩道等)や公共交通機関(鉄 道駅、バス停留所)から視覚障害者の利用が多い 施設(専ら視覚障害者の利用する福祉関連施設、 市役所等の不特定多数の利用する公共施設等)へ と通じる歩道等には、視覚障害者誘導用ブロック を設置します。高齢者、障害者等が円滑に通行で きるよう、電柱などの歩道占用物の整理や路上看 板等の障害物の整理に努めます。
- ・車乗り入れ部などで横断面に勾配(切下げ)をつける場合は、すべての人が通行しやすいよう平坦部分の確保等に努めます。
- ・ 夜間においても通行しやすい照度の確保に努めます。
- ・歩道の設置されていない道路においても、排水桝 蓋、舗装面の劣化等安全な移動の障害となる施設 の改善整備に努めます。

公園の整備方針

- ・公園の出入口は安全かつ円滑な移動ができる構造 とするように努めます。
- ・主要な園路については、車いす使用者の通行も考慮した幅員とし、通行の支障となる段差・凸凹は設けないように努め、路面は滑りにくい材料とします。
- ・階段には手摺を設けるとともに、来園者の利用し やすい構造とするように努めます。
- ・園路内に段差や高低差が生じる場合には傾斜路を 設け、来園者が安全かつ円滑に利用できるように 努めます。
- ・公園内のトイレは、車椅子使用者を始めすべての 人が円滑に利用できるように努めます。
- ・公園利用者の駐車場を設ける場合には、主要出入口に近接した位置に、規模に応じて適切な数の車椅子専用の駐車区画を設けるように努めます。
- ・出入口付近などの適切な位置に、公園全体の案内 板を設け、また、視覚障害者にも伝わりやすい点 字案内等の表示に努めます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設等、視覚 障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるような 施設整備に努めます。

公共建築物の整備方針

- ・道路又は駐車場から、建築物の主要な出入口に至る敷地内の通路は、歩行者と車両の分離を原則とし、すべての人が安全かつ円滑に移動できるものとします。
- ・建築物の出入口との関係に配慮し、車いす使用者が利用しやすい駐車場を確保するものとします。
- ・敷地内通路、建築物内廊下等に段差ができる場合 には、利用者が安全かつ円滑に利用できるように 傾斜路を設けます。
- ・建築物の主要な出入口は、すべての人が安全かつ 円滑に利用できるものとします。
- ・廊下は、すべての人が安全かつ円滑に利用できる ものとします。
- ・階段手摺の設置、転倒防止を防ぐ構造とします。
- ・新設の2階以上の建築物には、車椅子使用者等に配 慮したエレベーターを設置します。
- ・今後、新設するすべての公共建築物については、 車椅子使用者を始めとするだれもが利用しやすい 「みんなのトイレ」の設置を推進します。
- ・敷地内通路、傾斜路、主要な出入口の前後、階段 の上下端等には、視覚障害者誘導用ブロックの敷 設又は音声誘導設備を設けます。
- ・ 聴覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるよう、施設に応じて文字情報表示を設けます。
- ・大きく分かりやすい案内板等を設けます。
- ・非常口には段差を設けないようにし、電光表示板、 一斉放送設備等の設置に努めます。
- ・カウンター、記載台等は、障害等に応じ利用しや すい形状とします。
- ・客席等のある建築物には、必要に応じて車椅子使用者席を設けます。
- ・高齢者、障害者を始めすべての人が円滑に利用できる休憩場等を設けます。

民間建築物の誘導方針

- ・ハートビル法、神奈川県福祉の街づくり条例に合 わせたバリアフリー整備誘導を行います。
- ・既存の施設については施設所有者に対して、バリアフリー化についての啓発に努め、施設の整備改善の誘導を図ります。

